

## 国立大学法人信州大学不正防止計画 (平成24-26年度)

最高管理責任者

信州大学長 山沢 清人

信州大学教職員行動規範では、「私たちは、関係法令及び学内諸規程を遵守し、健全かつ適正な業務執行に徹し、社会からの信頼確保に努めます。」と掲げています。

全ての教職員に対し、大学における教育・研究活動経費が、学生からの入学金や授業料、国民からの税金、企業からの寄附等、貴重な財源から成り立っていることを肝に銘じ、信州大学教職員行動規範を実践するよう改めて求めます。

また社会は、信州大学が責任を持って教育・研究活動上の不正防止に取り組むよう求めています。

そのため、平成21年度に「国立大学法人信州大学不正防止計画（平成21-23年度）」を策定し、活動を推進してきましたが、3ヵ年の活動期間が終了しました。これを受けて、これまでの活動を点検・評価し、次期の活動計画を別紙のとおり策定します。

透明性の高い教育・研究活動が行われる体制を整備することは、大学の責務であると考えています。信州大学は不正防止計画を確実に実施し、教育・研究活動経費の不適正な使用や研究論文に係る不正の防止に継続的に取り組んで参ります。

平成24年4月10日

別紙（国立大学法人信州大学不正防止計画（平成24-26年度））

平成24年4月10日制定

番号	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	年度計画		所管部署
				24年度	25年度	
I. 関係者の意識向上に関する事項						
1	意識	どのような行為が研究費不正とみなされるのか十分に理解されていない。	教職員に対し、不正使用の事例を紹介する。研究費不正は研究活動に深刻な影響を及ぼすことを周知する。	24年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署においても意識啓発を行うよう依頼する。	(周知) 研究推進部  (周知) (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署責任者においても、主体的に意識啓発を行うよう依頼する。 10月に教職員の意識調査を実施する。	
				26年度	教職員に対し、不正事例の紹介と随時研究費不正の重大さを周知するとともに、各部署責任者においても、主体的に意識啓発を行うよう依頼する。	
II. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項						
2	通報制度	通報窓口を設置しているが、認知度が低く、内部通報制度が十分に機能していない。	教職員及び業者に対し、通報窓口を周知する。職員に対し、通報に適切に対応できるよう、説明を行う。	24年度	7月と2月は教職員に、10月は業者に対し、通報窓口をメール等で案内する。10月の「財務担当部署意見交換会」で通報に対する対応方針を職員に説明する。	(周知) (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に教職員の意識調査を実施する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
3	執行ルール	研究費の使用ルールが十分に理解されていない。	「研究費執行ハンドブック」を配布し、使用ルールを周知する。	24年度	9月と3月、教職員に「研究費執行ハンドブック」が使用されるよう周知する。9月～11月、「ハンドブック」の内容の確認を行う。それを受け必要に応じ、改訂を行う。	(ハンドブック) 研究推進部  (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に「研究費執行ハンドブック」の認知度調査を実施する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
III. 不正発生要因の把握に関する事項						
4	執行管理	研究費の執行が特定の時期に偏っている。	研究費を計画的に執行するよう周知する。	24年度	11月、各部署に研究費の計画的な執行依頼の周知文を送付する。送付後、部署内で教員への周知が行われたかを確認する。	(周知) 研究推進部  (監査) 財務部総務監査G
				25年度	9月、科研費公募に係る各部署通知に研究費の計画的な執行依頼を加え周知する。	
				26年度	25年度の取組みを継続する。	
5	預け金	教職員と業者との関係が必要以上に密接になる。	取引業者に対し、定期的に大学の支出伝票と業者の売上伝票の照合作業を行う。実施の前後に教職員に実施を周知する。	24年度	10月に実施を学内へ予告し、12月に大学で抽出した支出伝票と業者の売上伝票の照合作業を行う。実施後の2月には、結果を学内に周知する。	財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	

別紙（国立大学法人信州大学不正防止計画（平成24-26年度））

平成24年4月10日制定

番号	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画	年度計画		所管部署
				24年度	25年度	
IV. 不正防止対策に関する事項						
6	物品 購入	教員発注制度の利用者が、その権限を逸脱して利用する。 購入依頼者が発注し、発注者自らが検収する。 事務部門による納品検収が形骸化している。	教職員に対し、教員発注制度の権限の範囲と責任、及び検収センターの趣旨を周知する。 検収センターでの検収が徹底されているか監査を実施する。	24年度	5月、各部局に教員発注制度及び検収センターの趣旨についての周知文を送付し、送付後、部局内で教員への周知されたかを確認する。10月、検収センターの監査を実施し、検収の徹底を図る。	(周知) 財務部調達管理G  (監査) (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に教員発注制度の理解度調査を実施する。必要に応じ、検収方法に関するマニュアルを見直し、検収センターでの検収の徹底を図る。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
7	業者	業者が、顧客（教職員）から「預け金」を依頼されたときに断れない。	業者に対し、不正取引に協力しないよう周知する。	24年度	10月、業者に対し、不正取引に協力しないこと及び検収センターでの検収の徹底を周知する。	財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
8	謝金	謝金業務が実施されたか確認されていない。	第三者によるチェック体制をつくる。	24年度	10月に実施を学内へ予告し、12月に抽出した複数名に対し、謝金支払いの事実確認を行う。実施後の2月には、結果を学内に周知する。	財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
9	アルバイト	アルバイト雇用の手続きがルールから逸脱している。 アルバイトの勤務実績が本人任せで適切に管理されていない。	第三者によるチェック体制をつくる。	24年度	2月、アルバイトの雇用手続きがルールどおりか、勤務実績管理が本人任せになっていないかの監査を行う。	総務部人事課
				25年度	24年度の取組みを継続する。	
				26年度	24年度の取組みを継続する。	
V. 論文不正に関する事項						
10	論文 不正	論文不正防止は、教員個人のモラルに任されている。	論文不正防止の啓発活動を行う。	24年度	行動規範の周知・徹底や、「研究記録用ノート」のメリットを紹介し、その必要性、重要性についての理解を促すなど、啓発活動を行う。	(啓発活動) 研究推進部  (25意識調査) 財務部総務監査G
				25年度	24年度の取組みを継続する。10月に教員の論文不正の意識調査を実施する。	
				26年度	教職員に対し、論文不正事例の紹介と随時論文不正の重大さを周知するなど、啓発活動を行う。	